

# 西条市議会議員選挙

**告示日** 4月12日(日)

**投票日** 4月19日(日)

**投票時間** 7時～20時

※山間部（市之川、加茂、大保木、黒谷、桜樹地区）は7時～18時です。入場券でご確認ください。

### ■選挙公報を配付します

選挙公報は、新聞折込（4月15日朝刊折込予定）でお配りします。新聞を購読されていない方は、市庁舎、各総合支所、公民館などに備え付けのものをお受け取りください。

郵送をご希望の方は、下記問合せ先までご連絡ください。

### 問合せ

市庁舎別館 選挙管理委員会 TEL0897-52-1263

### ■投票所が統廃合されています

昨年の市長選挙から下表の投票所が変更になっています。下表の投票所以外の方も、届いた入場券で投票所の場所を再度確認してください。

旧投票所名	新投票所名
市之川集会所	市之川公民館
黒瀬ダム管理事務所	兎之山集会所
中之池集会所	下津池集会所
旧大保木支所	大保木公民館
高知集会所	徳田小学校
古田集会所	徳田小学校
宮下集会所	田野小学校
林集会所	田野小学校
中川公民館	中川小学校
来見集会所	中川小学校
寺尾集会所	志川集会所
成柳曾集会所	白坂集会所
河之瀬集会所	桜樹公民館
保井野集会所	明河集会所

## 投票についてのQ & A

### 投票所へ持参するものは？

「投票所入場券」を持参してください。

持参しなくても投票できますが、本人であることを確認させていただきます。

### 有権者とはどんな人？

基本的には西条市の選挙人名簿に登録されている人。

具体的には平成元年4月20日以前に生まれた人で、平成21年1月11日以前から西条市の住民基本台帳に登録され、引き続き西条市に住所を有している人です。

### 最近、引っ越しをした人はどうなるの？

- 転入者（他の市町村から西条市へ引っ越しをした人）  
平成21年1月12日以降に西条市へ転入届出をされた人は、今回の市議会議員選挙資格はありませんので、投票できません。
- 転出者（西条市から他の市町村へ引っ越しをした人）  
市議会議員選挙につき、転出された方は選挙資格はありませんので、投票できません。

### 市外に住んでいる学生の選挙権はどうなるの？

就学中の学生の住所は原則として就学地になるため、西条市へ住民票を残したまま他の市町村に居住している学生は、選挙人名簿に登録すべきでなかった人として取り扱われ、西条市の投票所入場券が届いても投票することができません。

※選挙権を得るためには、就学地へ住所を移す手続きを行ってください。3カ月後に、就学地の市町村で選挙権を得ることができます。

### 仕事や旅行などで投票日に投票ができない人、歩行困難な人は？

4月13日(月)から18日(土)まで「期日前投票」ができます。期日前投票時間は8時30分～20時です。

※期日前投票所は市庁舎、各総合支所内にあります。どの期日前投票所でも、市内全域の方が投票可能です。

### 郵便投票制度とはどんなもの？

体に重度の障害がある人が、自宅で投票できる制度のことです。ただし、条件として下記の程度を有し、事前に手続きをして「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。詳細は、選挙管理委員会にお早めにお問い合わせください。

※投票用紙の請求には期限があります。

### ▼郵便等投票証明書の交付対象者

障害等の区分	障害名	程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級または2級
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の障害	1級または3級
	免疫の障害	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症から第2項症
	内臓機能の障害	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	—————	要介護5